

群馬県出土品取扱い要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日文化庁長官裁定）第2項、第3項及び「出土品の取扱いについて」（平成9年8月13日付庁保記第182号文化庁次長通知）に基づき、群馬県内における発掘調査等による出土品に関して、将来にわたり文化財として保存し活用する可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じた取扱い及び手続きに関して必要な事項を定めたものである。

(定 義)

第2条 本要綱における「出土品」とは群馬県内の発掘調査等で出土した遺物のうち、以下の各号に掲げるものをいう。

- (1) 人の遺体又はその一部、あるいは人自体の痕跡等
- (2) 道具
- (3) 道具等製作時の副産物
- (4) 遺構を構成する加工・未加工の素材
- (5) 道具等の原材料
- (6) 家畜の遺体や栽培植物
- (7) 食料残滓
- (8) 当時の自然環境を示す自然物

2 本要綱における「区分」とは将来にわたる保存の必要性、活用の可能性の観点から、出土品を分別することをいい、「取扱い」とは区分した出土品について保管・管理、処分その他の措置をとることをいい、「手続き」とは出土品の取扱いに伴う事務上の措置をいう。

(区分と取扱いの時期)

第3条 出土品の区分は発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階及び文化財保護法（以下「法」という。）第106条第1項又は第3項及び第107条第1項並びに群馬県文化財保護条例（以下「条例」という。）第45条の3第1項及び第2項の規定による譲与を受けた後の段階の各段階において行うものとする。

(区分と取扱いの基準)

第4条 出土品の区分と取扱いの基準は別表によるものとする。

2 基準の適用に当たっては、次の各号に留意して取扱うものとする。

- (1) 発掘調査報告書等に登載された出土品については原則として保存するものとする。
- (2) 「一定量を保存」とした出土品であっても将来にわたり保存・活用を図る必要性あるいは可能性がある場合はこの限りではない。
- (3) 国・県・市町村指定史跡あるいは遺存状態が良好な遺構等からの出土で将来活用の可能性のある出土品は保存する。
- (4) 情報量が極端に少ない時代・時期の出土品は取扱い基準にかかわらず保存するものとする。
- (5) 出土品の区分と取扱いは発掘調査主体、県及び市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところにより、その長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下「市町村教育委員会」という。)並びに法第106条第1項又は第3項及び第107条第1項並びに条例第45条の3第1項及び第2項の規定による譲与を受けた者が行うものとする。

ただし、上記区分と取扱いは県又は市町村の埋蔵文化財専門職員の指導の下で行うこととする。なお、埋蔵文化財専門職員が配置されていない市町村にあっては県と協議の上、行うものとする。

(譲与)

第5条 出土品の保存と活用は市町村がその責任において行うことが最も適切であるので、県に帰属した出土品のうちで県で保有したもの以外については各市町村が法第106条第3項に基づく譲与の申請手続きを積極的に進め、出土品の譲与を受けた上で、出土品の適切な保管と活用を図るものとする。

(保管・管理および活用)

第6条 出土品の活用にあたってはその内容を的確に把握する必要があることから、出土品の整理を促進するとともに埋蔵文化財専門職員の配置等整理体制や施設の整備充実を図るものとする。

2 出土品の適切な保管や活用のため、その名称・内容・数量・発見時期・出土遺跡名・発掘調査報告書等への登載状況、保管の主体・場所等に関する記録を作成し、管理するものとする。

3 博物館等の展示専用施設における活用の改善や充実、学校教育における活用の充実、地域住民に対する活用の工夫、民間施設を利用した活用、他の地方公共団体との連携、学術的な活用の推進等従来の方法による活用を拡充するとともに、出土品の種類・性格に応じた新たな方法を開発し、積極的にその広範な活用を図るものとする。また、出土品の展示・公開等その積極的な活用の推進のため、必要な施設の設置や既存の施設の充実・改善及び専門職員の配置・研修等による体制の整備と資質の向上を図ることとする。

(取扱いと手続き)

第7条 第4条第1項により区分した出土品のうち、「保存」としたものは全部を、「一定量を保存」としたものはサンプルをそれぞれ適切に保管・管理するものとする。

2 基準により区分した出土品のうち、「保存」あるいは「一定量を保存」としたものの以外の出土品は処分をすることも可能であるが、活用を前提とした判断の上で決定するものとする。

3 出土品の処分については発見者による当該出土品の遺失物法第4条第1項の規定による警察署長への提出の時から法第106条第3項の規定による地方公共団体等への譲与が行われるまでの間は行うことができない。

4 出土品の処分を行うにあたっては、処分の措置に係る経過に関する記録等を作成し、保管するものとする。

5 市町村教育委員会は法第102条第1項の規定による鑑査に基づき文化財と認定された出土品の処分をする場合、事前に別紙様式第1号により知事と協議のうえ、別紙様式第2号により知事に報告するものとする。

6 市町村教育委員会以外の者が第4条第2項(5)に規定する譲与を受け、本条第4項に規定する

処分を行う場合には事前に別紙様式第1号により県および出土地を管轄する市町村教育委員会と協議の上、別紙様式第2号により市町村教育委員会を経由して知事に報告するものとする。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、出土品の取扱いに関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

群馬県内における出土品の区分と取扱い基準

| 種別 | 具体例 | 区分と取扱い |
|------------------------|--|---|
| 人の遺体又はその一部、あるいは人自体の痕跡等 | ①人骨、頭髪等 | ・保存する (個人が特定される場合や中近世のもの等については、改葬も考慮する。) |
| | ②足跡等 | ・必要な記録をとった後、活用の可能性のあるものは保存する。 |
| 道具 | ①土器、陶磁器、石器、金属器、木器、骨角器、土製品、石製品等 | ・保存を原則とするが、接合の可能性がない程度に摩滅した土器片等はこの限りではない。 |
| | ②瓦(近世)、陶磁器類(近世) | ・同種多量で、規則性があるものについては、必要な記録をとった上で一定量を保存する。 |
| 道具等製作時の副産物 | 石材チップ、木材削りかす、製鉄遺跡の鉄滓等 | ・同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で、一定量を保存する。 |
| 遺構を構成する加工された素材 | ①古墳の石室、石垣の石材等 | ・必要な記録をとった後、活用の可能性のあるものは保存する。 |
| | ②木製井戸枠、板材、木杭等 | ・同種多量で、規則性があるものについては、必要な記録をとった上で一定量を保存する。 |
| 遺構を構成する未加工の素材 | 敷石住居、炉石、配石遺構、集石等を構成する自然礫、古墳の葺石、カマドの袖石、焼土、焼礫等 | ・必要な記録をとった後、活用の可能性のあるものは保存する。 |
| 道具等の原材料 | 石器の原石、金属鉱石、粘土塊等 | ・同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。 |
| 家畜の遺体や栽培植物 | イヌ、ウマ等の遺体、稲株、稲わら等 | ・同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。 |
| 食料残滓 | 貝殻、種子、動物骨等 | ・同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。 |
| 当時の自然環境を示す自然物 | 土壌、火山灰、花粉、動植物遺体等 | ・環境を復元する等のために採取し、必要な記録をとった後、活用の可能性のあるものは保存する。 |